

# 公 告

このたび、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条の規定により県営仲之入地区農用地保全施設整備（防災重点農業用ため池緊急整備「一般整備型」）事業計画を変更するための関係市長との協議に当たり、同条第6項において準用する同法第87条の2第8項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該事業変更計画の概要に意見のある者は、同法第88条第6項において準用する同法第87条の2第9項の規定により令和7年12月16日までに新潟県知事に意見書を提出することができます。

令和7年11月17日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良事業変更計画概要書（写し）
- 2 縦覧に供する期間  
令和7年11月18日から令和7年12月16日まで
- 3 縦覧に供する場所  
佐渡市農林水産振興課ウェブサイト
- 4 意見書の提出の方法  
次のいずれかの方法によってください。
  - (1) 新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部へ郵送する。  
郵便番号：952-0106  
所 在 地：佐渡市新穂瓜生屋328番地1
  - (2) 新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部農地庶務課農用地係に持参する。
  - (3) 次の番号にファクシミリで送付する。 0259-22-2680
  - (4) 次の電子メールアドレスに送信する。 ngt111150@pref.niigata.lg.jp
- 5 その他  
県は計画決定するに当たり、提出された意見の取扱いを県の地域機関において閲覧等により公表することとしています。県が意見の趣旨や詳細について伺う場合もあるため、意見書には住所氏名を記入してください。  
なお、公表の際には住所氏名は公表されません。